

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

障害厚生年金の認定基準は、どうなっているのですか？

Q 障害厚生年金の認定基準について、どうなっているのかを教えてください。

A。障害年金の支給は、初診日に加入している制度によって障害年金の給付が異なります。

厚生年金に加入していれば、障害基礎年金 1 級と障害厚生年金 1 級

障害基礎年金 2 級と障害厚生年金 2 級

障害厚生年金 3 級

障害手当金

国民年金に加入していれば、障害基礎年金 1 級

障害基礎年金 2 級の支給があります。(その他で 20 歳前障害基礎年金)

その障害年金を請求するにあたって、必要な書類は、①裁定請求書②診断書③病歴(就労状況)申立書があります。そのうち 1 番重要と思われるのは、診断書です。最近は、うつの認定を受ける若年者の方が多い傾向があります。今回は、そのうつについて考えます。うつの診断書の裏面に現在の障害の状況を記載する欄があります。その項目の中に日常生活能力の判定と日常生活能力の程度の記載によって、1 級、2 級、3 級、障害手当金の支給が決まります。

日常生活能力の判定には、7 つの項目があります。(1) と (2) だけは、詳しい観点を記載します。

(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。

- できる 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うことは 助言や指導をしてもできない若しくは行
には助言や指導を必要とする できないが助言や指導があればできる わない

(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。

- できる 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしてもできない若しくは
には助言や指導を必要とする とはできないが助言や 行わない
指導があればできる

(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。

(4) 通院と服薬(要・不要)—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることが(知的障害)

(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。

(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる

事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、
適正に対応することができるなど。

(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。

以上の7項目の各項目ごとに、チェックを入れます。1番右にある項目にチェックが入ると、4点になります。右から2番目は、3点、左から2番目は、2点、一番左にチェックが入ると、1点になります。例えば、太郎君の診断書の(1)と(2)と(3)の3項目に左から2番目の□にチェックが入り、あとの4項目すべてが、右から2番目の□にチェックが入ったとしますと、

$$2点 \times 3項目 + 3点 \times 4項目 = 6 + 12 = 18点$$

平均すると、 $18 \div 7項目 = 2.57点$ になります。これが、縦方向の数値2.57になります。

次の横方向の数値は、現在の状況が、(1)から(5)までのあてはまる数値になります。例えば、太郎君は(4)があてはまるとしますと、横方向の数値は、4になります。

3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを○で囲んでください。)

※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用して
ください

- (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
- (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)
- (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)
- (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。
また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)

最後に、縦方向の数値2.57と横方向の数値4を以下の表に当てはめます。

	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5から4.0	1級	1級または2級			
3.0から3.4	1級または2級	2級	2級		
2.5から2.9		2級	2級または3級		
2.0から2.4		2級	2級または3級	3級or3級不該当	
1.5から1.9			3級	3級or3級不該当	
1.0から1.4				3級不該当	3級不該当

つまり、太郎君の障害等級は、2級になります。2級になりますと、国民年金からは、年額78万0100円と18歳の年度末までの子供がいた場合は、一人目と二人目までは、一人について22万4,500円が加算されます。三人目以降は、一人について7万4,800円が加算されます。それに、厚生年金保険から2級の障害厚生年金と配偶者の加給年金が支給されます。最後に、医師の診断した病名うつが、すぐに障害年金が支給されるとは限らないことも頭に入れておくといかもしれません。